

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金

○補助金交付の手続きチェックリスト(申請時に一緒に提出してください)

1. 補助対象者要件

<input checked="" type="checkbox"/>	確認事項	説明 (☑してください)
	子育て世帯	中学3年生以下のお子さんを養育する世帯
	新婚世帯	婚姻後2年を経過していない世帯
	新生活応援世帯A	前年度の1月1日以降に婚姻し、婚姻日の年齢が夫婦とも39歳以下で、合計所得金額の世帯合計額が500万円未満(認定申請日が4~6月の場合は、前年度の合計所得金額)
	新生活応援世帯B	前年度の1月1日以降に婚姻し、婚姻日の年齢が夫婦とも29歳以下で、合計所得金額の世帯合計額が500万円未満(認定申請日が4~6月の場合は、前年度の合計所得金額)
	市内で取得する住宅の種類	<input type="checkbox"/> 新築: 着工前である <input type="checkbox"/> 建売: 登記前である <input type="checkbox"/> 中古: 登記前である
	住宅取得額 円	税抜100万円以上が対象(土地の取得及び敷地造成等は含みません)
	対象住宅は専用住宅である	併用住宅の場合、居住用以外の部分の床面積が50㎡未満かつ延床面積の50%未満である住宅であること
	今後、対象住宅に居住する	交付申請及び実績報告時点において、対象住宅に居住する必要があります
	今後、対象住宅の所有権の登記名義人となる	交付申請及び実績報告時点において、申請者(個人)が、対象住宅の所有権の登記名義人となる必要があります
	居住予定者に市税等の滞納がない	滞納がある場合、補助を受けられません
	重複する国・県等の補助制度に申請していない	国・県等の補助制度と重複して補助を受けられません
	居住誘導区域住宅取得支援補助金の申請	居住誘導区域住宅取得支援補助金の申請はありますか?(ただし、新生活応援世帯A・Bを申請する場合は併用申請できません)

2. 事業計画認定申請時に必要な書類

<input checked="" type="checkbox"/>	必要書類	説明
	事業計画認定申請書(様式第1号)	延床面積は居住部分(車庫、物置除く)
	付近見取図、配置図、各階平面図、求積表	建築確認申請などの図面を利用してください
	世帯全員の住民票(続柄有)(原本)	世帯の構成を確認します
	申請者の戸籍謄本(原本) (※新婚世帯、新生活応援世帯A・Bのみ)	新婚世帯、新生活応援世帯A・Bの場合に必要です
	世帯全員の所得証明書(原本) (※新生活応援世帯A・Bのみ)	新生活応援世帯A・Bの場合に必要です(申請日が4~6月の場合は前年度の証明)
	住宅取得額が分かる書類	見積書、契約書等
	建築基準法による検査済証の写し (※建売の場合のみ)	建売の場合に必要です

3. 工事完成後に必要な書類

(事業完了から1ヶ月以内または3月31日のいずれか早い日までに提出してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	必要書類	説明
	補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)	転居後の住所で記載してください
	完了検査済証の写し (※新築・建売の場合のみ)	新築又は建売の場合に必要です
	建物の登記事項証明書(原本)	補助対象者の要件を確認します 所有権登記後の証明書が必要です
	建物の工事請負契約書又は売買契約書の写し	新築した場合は、工事請負契約書 建売、中古の場合は、売買契約書の写し
	転居後の世帯全員の住民票(続柄有)(原本)	取得した住宅に転居したことを確認します
	世帯全員の市税等の完納証明書又は滞納なし証明書(原本)	市税の滞納が無いことを確認します
	建物(工事)引渡書の写し (※新築の場合のみ)	新築の場合に必要です
	住宅の外観写真	正面を含み側面等で全体が写るように2枚程度、普通紙に印刷したものでよい
	補助金請求書(様式第7号) ※要押印	申請者個人の口座情報、転居後の住所を記入してください(交付決定に関する日付、番号は未記入で提出ください)
	通帳又はキャッシュカードのコピー	振込先の申請者個人の口座情報が確認できる書類をお願いします
	住宅取得支援事業に対するアンケート (※新生活応援世帯A・Bの場合は2種類)	制度の効果を分析し、今後の施策に反映させることを目的としていますので、ご協力をお願いします